

六月四日日本部にて開催しこ(旅費等)事を考慮して別項の決議をなした。

全憲談會決議事項

五月廿日の政治部の決定通りの方針を以て進むこと。
一 総同盟関係の党中央執行委員をして総同盟内の綜合的政治意見に依り、党中央機関に警告を發し、該意見を以て可及的党に反映する様努力をせしむること。
一 右の決定に對して、政治部員の反對及び組合員の重大なる反對意見の存し、限り政治部員を問催せぬこと。
一 左の各組合に於ては、地方的事務等を充分に考慮して政治部と連絡をとりつ、労働農民党の支部組織につとめらるることとを希望します。

以上

八労働農民党

中央執行委員会

(第一回)

一 党の事務所は東京市麹町区西根町日本農民組合関東四
一 隨所に置き、關西方面の連絡を固め、大阪市此花区江
一 崎日本農民組合本部内に党の關西出張所を置く。
一 書記長、會計の選定は次期中央執行委員に於てする
一 こととし、それらまじり同は臨時事務取扱を莊原達君
一 臨時取扱ひを坪井善次郎君とすること。
一 次期中央執行委員会は四月廿日頃とする。
一 綱領、規約一萬枚印刷すること。
一 中山善明紙を五萬枚印刷すること。
一 労働の紹介方法は次期中央執行委員にて決すること。
一 第一回の中央執行委員選挙金は五月二十日迄に納入す